【インドネシア】商標審判委員会における審判手続きの審判請求、審判及び決定に関する政府規則について

2020年1月24日
ジェトロ・バンコク事務所

インドネシア政府は、商標審判委員会における審判手続きの審判請求、審判及び決定に関する新たな政府規則（”Government Regulation No.90 of 2019 on Procedures for Applications, Examinations and Settlements of Appeals at the Trademarks Appeal Commission”）を公布した。同規則は、商標審判委員会に関する政府規則である”Government Regulation No.7 of 2005 on the Organizational Structure, Duties and Functions of the Trademarks Appeal Commission”、”Government Regulation No.51 of 2007 on Geographical Indications”及び”Presidential Regulation No.20 of 2005 on Procedures for Applications, Examinations and Settlement of Trademark Appeals”（「旧規則」）に代わるものであり、2019年12月31日から施行されている。
同規則の主な内容は以下のとおりである。

1.審判対象
商標審判委員会の対象は、旧規則では商標又は地理的表示の登録出願の拒絶査定に対する不服申立てのみであったが、同規則では商標の更新申請の拒絶査定に対する不服申立ても審判対象に加えられた。

2.審判請求手続き
■審判請求は拒絶査定通知を受領した日から90日以内に行わなければならない。
■審判請求の申立ては、書類の提出又はオンラインで行うことができる。

3.審判手続き
■商標審判委員会の事務局は、審判請求受領日から1か月以内に形式審査を行う。
■形式審査後、商標審判委員会の委員長は、拒絶査定に関与していない1名の上級審査官を含む計3名から構成される会議体を組成し、当該会議体が審判を行う。

4.決定手続き
■商標審判委員会は、審判請求受領日から3か月以内に決定を下す。
■審判請求が認容された場合、法務人権大臣は商標・意匠の登録証を発行する。
■審判請求が棄却された場合、審判請求者は、決定の受領日から3か月以内に、商務裁判所に対して不服申立てすることができる。

URL 等

https://jdih.setneg.go.id/Terbaru

本内容は、日本貿易振興機構が 2020 年 1 月現在、TMI Associates (Thailand) Co., Ltd. 等より入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。